

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法第19条により、児童が感染症にかかった場合、本人の休養と周囲への蔓延、流行を防ぐため、出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることになっています。

万一、お子さんが医師により感染症と診断された場合は、下表の出席停止期間（特に2、3種）を参考に、ご家庭でゆっくり休養させてください。



医師の診断書はいりませんが、必ず
そのことを学校へご連絡ください。



学校感染症とお休みする期間

第 1 種	クリミア・コンゴ出血熱 エボラ出血熱 痘そう 南米出血熱 ジフテリア ペスト 急性灰白髄炎 ラッサ熱 マールブルグ病 鳥インフルエンザ（H5N1） 中東呼吸器症候群 重症急性呼吸器症候群（SARS）	治癒するまで ※左記以外に「感染症の予防及び感染症の患者に 対する医療に関する法律」第六条第七項から第九 項までに規定する「新型インフルエンザ等感染 症」「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の 感染症とみなす。
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ H5N1、新型イ ンフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過 するまで
第 2 種	コロナ感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後 1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで。または、5日間の適正 な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下線の腫れが出た後5日 経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風疹（三日はしか）	発疹が消えるまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染の恐れなしと認めるまで
	咽喉結膜炎（プール熱）	主な症状が消えた後2日を経過するまで
第 3 種	腸管出血性大腸菌感染症（O-157 など） コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 （流行性嘔吐下痢症、溶連菌感染症、ウイルス性肝 炎、マイコプラズマ感染症、手足口病など）	医師が感染の恐れなしと認めるまで